

熊本県内の森林の土地取引を行う場合は、30 日前までに県への事前届出が必要です！

- 森林の所有権等移転に関する事前届け出制度とは？
 - ・熊本県では、不適切な森林伐採や開発を未然に防ぎ、本県の豊かな森林を次の世代に引き継ぐことを目的として、令和 8 年 3 月に「熊本県豊かな森林の保全に関する条例」を公布しました。この条例に基づき、森林の土地取引を行う際、契約を行う 30 日前までに県に届け出る必要があります。
- 届出の対象となるのは？
 - ・届出の受付開始日：令和 8 年 9 月 1 日※令和 8 年 10 月 1 日以後の契約に適用
 - ・対象となる森林：県内の地域森林計画対象民有林（対象区域であるかは、下記の熊本県ホームページ内の「熊本県森林オープンデータマップ」で確認できます。）
 - ・対象となる契約：贈与契約、売買契約、交換契約、地上権に関する契約、地役権に関する契約、使用貸借権に関する契約、賃貸借に関する契約
 - ・対象とならないケース：相続に伴う所有権等移転、契約当事者が国又は地方公共団体等である場合、地上権設定を伴わない立木売買 等
 - ・勧告等について：虚偽の届出、立入調査を拒んだ場合等は勧告を行います。勧告に従わなかった場合は、氏名や勧告の内容を公表する場合があります。
- 届出の内容は？
 - ・氏名、住所（売主等、買主等） ・土地の所在、面積 ・権利の種別、内容 ・移転等後の利用目的
 - ・契約締結予定日 等
- 届出に添付する書類は？
 - ・土地の位置を示す図面・土地所有権等を有することを証する書面の写し
- 届出の方法は？
 - ・下記の熊本県のホームページから届出（電子申請）
- 森林の土地取引が完了したあとは？
 - 土地取引完了後、土地を取得した者が、森林法に基づく「森林の土地の所有者届出」や国土利用計画法に基づく「土地売買の届出」を、提出する必要があります。

☆詳しい情報や申請方法は、右記の熊本県ホームページをご覧ください。

熊本県 森林保全条例

二次元コード→

問合せ 熊本県 農林水産部 森林整備課 森林計画班 ☎ 096-333-2441

山火事にご用心！～大切な森林を火災から守りましょう～

山火事は、空気が乾燥し、森林内の落ち葉などが燃えやすい春先や秋から冬にかけて多く発生しています。山火事の原因のほとんどは、「たき火の不始末」や「たばこのポイ捨て」など、ちょっとした不注意で発生しています。

一人ひとりが高い防災意識を持ち、以下のことを必ず守りましょう。

- ①林野火災注意報、林野火災警報の発令時など乾燥・強風時には、屋外での火の使用をしないこと。
- ②枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- ③たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること。
- ④火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること。
- ⑤たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- ⑥火遊びはしないこと、また、させないこと。

問合せ 林業振興課 ☎ 72-1114

鳥獣対策のために生態・習性を知ろう！（シカ編）

被害を防ぐために、電気柵や防護柵を設置して今後の管理や対策のためには、まず相手を知ることが大切です。今回は、シカの生態や習性についてご紹介します。

ニホンジカ

繁殖期シカ科

【体 長】 オス90～190cm・メス90～150cm
【体 重】 オス50～130kg・メス25～80kg
【食 性】 草食性。牧草、野草、ドングリ、木の葉
【繁殖】 雌の妊娠期間は7ヵ月程で、5～7月に1頭出産する。1年半で性成熟する。栄養状態の良い雌は毎年出産することもできる。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
妊娠期 (10ヵ月)				出産期 (5月～7月)		繁殖期 (10月～12月)		妊娠期 (10ヵ月)			

問合せ 林業振興課 ☎ 72-1114

①ニホンジカの生態・習性・対策

フェンスやネットの下に潜り込んでいます。

口の届く高さの草木を食べ尽くし、ディアライン®をつくりまわります。

木の樹皮を食べ、木そのものを枯らしてしまします。

これぐらいなんでも食べます。

市販のディアライン®は、鹿が食べると胃が壊れるので、よく見守りましょう。

慎重で臆病な性格のため、ヒトになれさせないことが大切です。

雑草を食べに来るついでに農作物も食べてしまうため、雑草を減らすことが重要です。

シカは大人しく落ち着いた動物で、ヒトを驚かすことはほとんどありません。出会っても落ちついて対処しましょう。

15 Yamato October_2026